

障害福祉サービス等 情報公表制度について

障害福祉サービス等情報公表制度とは

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっていた。



平成30年4月に「障害福祉サービス等情報公表制度」が施行

- ① 事業者が障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告する。
- ② 都道府県知事等は、報告された内容を公表する。



事業所は、障害福祉サービス等情報を都道府県等に報告する義務

情報公表未報告の事業所への対応

出典 厚生労働省 こども家庭庁
令和6年2月6日障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム 一部改変

概要

【全サービス】

厚労省資料より抜粋

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・100分の10に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・100分の5に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事(指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長)は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

公表方法

本制度における事業所情報は、
独立行政法人福祉医療機構（通称WAM NET）が運営する
「障害福祉サービス等情報公表システム」において、
インターネット上に公表されます。

WAM NET 障害福祉サービス等情報公表システム

障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

※【お知らせ】地図検索サイトの変更について

WAMNETヘルプデスク業務について

現在、WAMNETヘルプデスクでは新型コロナウイルスに伴う感染防止対策を実施しています。
そのため、やむを得ずヘルプデスクスタッフの出動人数を一時的に減らしておりますことで、お客様からのお電話がつながりにくい状態、およびメールによるお問い合わせにお時間をいただく場合があります。

ご利用の皆さまにはご不便をお掛けしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

【障害福祉サービス等情報公表システムをご利用の都道府県等さまへ】
この連絡板において、本システムに関するお知らせや操作説明書（マニュアル）などの資料を整理のうえ、掲載していますので、是非ご活用ください。

 お知らせ 本システムに関する連絡事項・メールなど	 本システム運用スケジュール 平成30年度の運用スケジュールについて	 ログイン画面 本システムログイン画面	 操作説明書（マニュアル）等 操作説明書・記入要領など	 よくある質問（Q&A） 本システムに関するよくあるご質問	 都道府県等専用ヘルプデスク 本システムに関するお問合せ
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

対象となる障害福祉サービス事業所

◆ 下記障害福祉サービスの指定を受けている事業所

または

◆ 新規指定を受けて下記障害福祉サービスを提供しようとする事業所

※ 1 基準該当サービスは除く

※ 2 公表に伴う手続きは、事業所を所管する自治体へ届け出るようになっております。
千葉県以外で所管されている事業所は、該当の自治体へお問い合わせください。

1.居宅介護	6.生活介護	11.自立訓練（生活訓練）	16.就労定着支援	21.地域相談支援（定着）	26.放課後等デイサービス
2.重度訪問介護	7.短期入所	12.宿泊型自立訓練	17.自立生活援助	22.福祉型障害児入所施設	27.居宅訪問型児童発達支援
3.同行援護	8.重度障害者等包括支援	13.就労移行支援	18.共同生活援助	23.医療型障害児入所施設	28.保育所等訪問支援
4.行動援護	9.施設入所支援	14.就労継続支援 A型	19.計画相談支援	24.児童発達支援	29.障害児相談支援
5.療養介護	10.自立訓練（機能訓練）	15.就労継続支援 B型	20.地域相談支援（移行）	25.医療型児童発達支援	

報告時期

- 新たに事業所の指定を受けたとき
⇒指定を受けた日から1か月以内に報告(県へ基本情報の登録依頼
及び詳細情報の登録)
- 法人や事業所の名称、所在地等の基本情報に変更があるとき
⇒その都度、報告
- すでに報告を行っている事業所で、年1回の情報更新するとき
⇒毎年5月1日から7月31日までに、その年の4月1日時点の情報を報告
(詳細情報の更新)

事業所情報の登録および公表手順について

事業者

- 千葉県に法人・事業所の基本情報を報告してください。

千葉県

- 報告をもとに、情報公表システムに法人・事業所の基本情報の登録をします。
- 情報公表システムより、事業者あてにログインID・パスワードがメールにて通知されます。

事業者

- ID等を用いて情報公表システムにログインし、事業所詳細情報を入力します。
- 入力内容を確認後、千葉県へシステム上で公表申請をします

千葉県

- 県は、申請内容を確認し、
- 内容に不足等があれば、差し戻します。 → 事業者にて修正の上、再度申請願います。
 - 内容に問題がなければ、承認します。

千葉県による承認後、事業所情報が公表されます。

本制度に関する手続き

- ◆ 事業所情報の登録や削除等の詳しい手続きについては、
県ホームページをご確認ください。

【千葉県ホームページURL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jyouhoukouhyou/>

- ◆ 情報公表システム(WAM NET)において、システムに関するお知らせや
操作説明書(マニュアル)等の資料を掲載していますので、ご活用ください。

情報公表システムにて、事業所情報が公表されている施設等は。。。

「災害時情報共有システム」が利用できます

。1) 災害時情報共有システムとは

- ・災害発生時、県等へ事業所の被災状況の報告を行う際、インターネット上で、何度でも、報告が可能

→ 迅速、的確に情報共有が可能

- ・災害時情報共有システムは、情報公表システムにて公表済みの事業所情報を活用し、運用。

→ システム登録やID発行の手続き不要

● システム操作マニュアル

下記のホームページ「操作(マニュアル)書(施設向け)」をご確認ください。

【障害者支援施設等災害時情報共有システム 関係連絡板 URL】

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

2) 災害時の利用の流れ



ご清聴、ありがとうございました

